

平成28年6月9日（木曜日）

美里町議会議会運営委員会会議録

平成28年 美里町議会議会運営委員会会議録

---

平成28年6月9日(木曜日)

---

出席委員(6名)

委員長	大橋 昭太郎 君	
副委員長	藤田 洋一 君	
委員	福田 淑子 君	櫻井 功紀 君
	我妻 薫 君	橋本 四郎 君

---

欠席委員(なし)

---

議長	吉田 眞悦 君
副議長	平吹 俊雄 君

---

説明のため出席した者

町長部局

総務課長	伊勢 聡 君
企画財政課長	佐々木 義則 君

---

議会事務局職員出席者

議会事務局長	吉田 泉 君
事務局次長	佐藤 俊幸 君

---

平成28年6月9日(木曜日) 午前9時30分 開会

- 1 開会
- 2 委員長挨拶
- 3 議長からの諮問

美里町議会6月会議について

- 1) 議事について

議案等

行政報告 2 件

承認 5 件

報告 10 件

議案 9 件（条例 4 件、補正予算 5 件）

諮問 2 件

2 ) 一般質問の発言順序について

3 ) 会議の期間及び議事日程について

期間 6 月 14 日（火）～ 16 日（木）3 日間（別紙のとおり）

4 ) 陳情、要請等

4 その他

5 閉 会

午前9時30分 開会

議会事務局長（吉田 泉君） おはようございます。ただいまより、議会運営委員会を開会いたします。委員長、よろしく申し上げます。

委員長（大橋昭太郎君） どうも、忙しい中、大変御苦労さまです。麦秋の時期を迎えまして気候的にも麦酒類がうまくなってきた時期でございます。6月議会に向けて、どうぞ御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

それでは、ただいまから議会運営委員会を開催したいと思います。

ただいまの出席議員、橋本議員がおくれてくるということでございますが、定足数に達しておりますので、委員会は成立いたしております。

それでは、早速……、「副議長」の声あり）副議長に関しましては委員外委員として参加していただいております。

それでは、早速議長からの諮問について、入っていきたいと思います。

それでは、行政報告からお願いいたします。

総務課長（伊勢 聡君） 改めまして、おはようございます。

本日は、6月会議に当たり議会運営委員会を開催していただきまことにありがとうございます。

本議会におきましても御指導よろしくお願いいたします。

それでは、行政報告2点から御説明を申し上げます。

行政報告の1点目でございますが、美里町の空間放射線等の測定についての行政報告でございます。平成28年3月議会定例会で報告した以降の平成28年2月1日から本年5月31日までの最新の空間放射線量等の測定結果を御報告申し上げます。

次に、2点目でございます。町は、山形県最上地方の市町村と原子力災害時における宮城県美里町民の広域避難に関する覚書を取り交わしをいたしましたので、御報告申し上げる次第であります。

覚書につきましては、女川原子力発電所において原子力災害が発生し、国の指示または本町の判断に基づき行う町民の広域避難を円滑に実施するために必要な事項を定めてございます。

行政報告につきましては、以上2件でございます。

委員長（大橋昭太郎君） よろしいですか。議長。

議長（吉田眞悦君） ちょっと確認だけさせてください。

原子力災害の広域避難ですか、関係することなんだけど、直接ではないんだけど。今般の電

力の原子力発電所の立ち入り調査の関係で、美里からも同行させていただいたのかな、県を通して。ないの、それ。美里は。UPZので行っていると思うんだけどもさ。(「はい」の声あり) ちょっと後で休み時間でも。(「はい」の声あり)

委員長(大橋昭太郎君) じゃ、休憩時間にでも。

総務課長(伊勢 聡君) はい、休憩時間に確認しますので、よろしくお願いします。

委員長(大橋昭太郎君) それでは、次、承認についてお願いします。

総務課長(伊勢 聡君) それでは、議案書の1ページでございます。

承認第1号美里町税条例等の一部を改正する条例の専決処分、専決第4号の承認を求めることについて御説明申し上げます。

地方税法等の一部を改正する等の法律平成28年法律第13号、地方税法施行令等の一部を改正する政令平成28年政令第133号、地方税法施行規則等の一部を改正する省令平成28年総務省令第38号につきましては、平成28年3月31日にそれぞれ公布をされ、平成28年4月1日から施行されたことに伴い新築住宅等に関する固定資産税の減額を受けようとするものがすべき申告の添付書類の追加など本条例を改正する必要があることから、地方税法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により議会の承認を求めるものでございます。

専決処分の概要について4点ほど申し上げます。

1点目は行政不服審査法の改正に伴うものでございます。

2点目でございますが、独立行政法人労働者健康福祉機構が統合再編されたことに伴うものでございます。

3点目でございますが、新築住宅等に関する固定資産税の減額の適用を受けようとするものがすべき申告の添付書類の追加でございます。

4点目といたしまして、町たばこ税に関する経過措置の表中規則様式について施行規則様式と明確化したものでございます。

以上でございます。

委員長(大橋昭太郎君) よろしいですか。

それでは、次に行ってください。

総務課長(伊勢 聡君) 議案書5ページでございます。

承認第2号美里町都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分、専決第5号の承認を求めることについてでございます。

地方税法等の一部を改正する等の法律平成28年法律第13号、地方税法施行令等の一部を改正

する政令平成28年政令第133号、地方税法施行規則等の一部を改正する省令平成28年総務省令第38号につきましては、平成28年3月31日にそれぞれ公布され、平成28年4月1日から施行されたことに伴い、引用条項の新設などにより本条例を改正する必要があることから、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により議会の承認を求めるものでございます。

以上でございます。

委員長（大橋昭太郎君） よろしいですか。（「はい」の声あり）

それでは次、お願いいたします。

総務課長（伊勢 聡君） 議案書の8ページでございます。

承認第3号美里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分、専決第6号の承認を求めることについてでございます。

地方税法等の一部を改正する等の法律平成28年法律第13号、地方税法施行令等の一部を改正する政令平成28年政令第133号、地方税法施行規則等の一部を改正する省令平成28年総務省令第38号は、平成28年3月31日にそれぞれ公布され、平成28年4月1日から施行されたことに伴い、国民健康保険税の課税限度額及び軽減判定所得の算定において被保険者の数に乗すべき金額を本条例において改正する必要があることから、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により議会の承認を求めるものでございます。

処分の概要でございますが、基礎課税額後期高齢者支援等課税額に係る課税限度額の引き上げと軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者に乗すべき金額の引き上げでございます。

以上でございます。

委員長（大橋昭太郎君） よろしいですか。（「はい」の声あり）

ただいま、橋本議員がまいりましたので、委員会は全員出席でございます。

それでは次、お願いいたします。

総務課長（伊勢 聡君） それでは、承認第4号、次の承認第5号につきましては、企画財政課長から説明を申し上げます。

企画財政課長（佐々木義則君） 改めまして、おはようございます。

それでは、承認第4号について御説明申し上げます。

承認第4号専決処分の承認を求めることについて、専決第7号になります。

平成27年度美里町一般会計補正予算（第9号）の承認を求める内容になります。平成27年度

美里町一般会計の歳入歳出見込額に増減が生じたので、地方自治法第179条第1項の規定により、平成27年度美里町一般会計補正予算第9号を平成28年3月31日に専決処分しましたので、同条第3項の規定により議会の承認を求める内容でございます。

予算本文第1条、規定の歳入歳出予算額の総額から歳入歳出それぞれ1,434万1,000円を減額しまして、歳入歳出それぞれ104億9,602万9,000円といたしました。

細部につきましては、事項別明細書のほうで歳出のほうから御説明申し上げます。

議案書28、29ページになります。

2款総務費総務管理費につきましては、歳入に伴う財源調整でございます。

2款3項戸籍住民基本台帳費につきましては、通知カード個人カードの事務交付金といたしまして、586万7,000円減額しております。こちらは地方公共団体情報システム機構に委任しております委託費が確定したことによります減額でございます。3款3項災害救助費でございます。災害援護資金貸付金で600万円減額いたしました。こちらは平成27年度の申請がなかったことによりまして減額したものでございます。

次に、6款農林水産業費1項農業費につきまして、優良繁殖牛導入支援事業につきまして、優良繁殖牛貸付金250万円減額、それから基金積立金優良繁殖牛貸付基金積立金として142万6,000円追加いたしました。貸付金につきましては、当初予定していた頭数より少ない貸し付け頭数になったということでの減額で、基金積立金につきましては、3頭分の繰り上げ償還があったことによりまして基金に積み立てするものでございます。

11款公債費1項公債費、利子でございます。一時借入金利子といたしまして140万円減額いたしました。平成27年度に一時借入金を要しなかったことによる減額でございます。

引き続きまして、歳入について御説明申し上げます。

議案書24、25ページになります。

2款地方譲与税地方揮発油譲与税で172万円追加しております。2款2項自動車重量譲与税で1,062万7,000円追加しております。

3款1項利子割交付金で15万3,000円減額しております。

4款配当割交付金で188万8,000円減額いたしております。

5款株式等譲渡所得割交付金で679万7,000円追加しております。

7款自動車取得税交付金で823万2,000円追加しております。

9款地方交付税で特別交付税で1,064万6,000円の減額。災害復興特別交付税で1,934万6,000円の追加をいたしております。

10款交通安全対策特別交付金で63万4,000円追加しております。

2款から10款までいずれも3月末に交付額が確定したことによりまして調整したものでございます。

次のページ、26ページ、27ページでございます。

議長（吉田眞悦君） 課長。

企画財政課長（佐々木義則君） はい。

議長（吉田眞悦君） 特別に説明を加えるところ、しなければならぬところだけで結構ですので。

企画財政課長（佐々木義則君） はい。

それではですね、13款の国庫支出金個人番号カード交付事業費補助金587万8,000円の減額です。これは先ほどの歳出の額に伴っての補助金の減額でございます。

それから、それでは9款の諸収入の雑入のほうですね、建物災害共済金で300万円追加しております。こちらにつきましては、平成27年1月12日に発生しました北浦第3住宅の火災に伴う火災共済金の支払いを受けたことによるものです。

次の自治法派遣職員に係る給与等負担金、こちらにつきましては、宮城県後期高齢者医療広域連合事務局に派遣しております美里町職員の給与負担金が3月31日に確定したことによりましての追加したものでございます。

戻りますが、これらの財源調整をいたしまして17款の繰入金の財政調整基金繰入金で4,644万円減ということで財源調整をとっていただいているところでございます。

次に、予算本文、補正予算の補正につきましては、災害援助資金貸付金を廃止するものでございます。

以上でございます。

委員長（大橋昭太郎君） よろしいですか。（「はい、いいですよ」の声あり）

それでは次に行ってください。

企画財政課長（佐々木義則君） 引き続きまして、承認第5号専決処分の承認を求めることについて、専決第6号平成27年度美里町国民健康保険特別会計補正予算（第6号）でございます。

平成27年度国民健康保険特別会計の、済みません、議案書は30ページからになります。国民健康保険会計の予算の国庫支出金の額が年度末に確定したことから地方自治法第179条第1項の規定により平成27年度美里町国民健康保険特別会計補正予算（第6号）を平成28年3月31日に専決処分したので、同条第3項の規定により議会の承認を求めます。

内容について御説明申し上げます。

議案書のまず歳出でございますが、42、43ページになります。

歳出につきましては、全て歳入に伴っての財源の組み替えによる内容となります。

戻りまして、40ページ、41ページ、歳入でございます。

歳入につきましては、3款2項国庫補助金の普通調整交付金が1,150万3,000円の減、特別調整交付金が1億5,664万2,000円の増となっております。県支出金につきましては、県の財政調整交付金6,864万6,000円の追加、9款繰入金につきましては、基金繰入金財政調整基金繰入金が2億1,398万5,000円の減額といたしました。今回の補正につきましては、歳入予算の調整のみで歳入歳出増減についてはないというような形になります。

以上でございます。

委員長（大橋昭太郎君） よろしいですか。（「はい」の声あり）

それでは次、報告に入っていただきたいと思います。

総務課長（伊勢 聡君） それでは、議案書44ページ、45ページを御説明申し上げます。

報告第1号専決処分の報告についてでございます。

平成28年2月7日午後4時30分ごろ、美里町北浦字浅野栄治前104番地の町営北浦第三住宅敷地内において電力引き込み線が接続されている住宅のブレーカーが劣化によって短絡し、相手方が居住する部屋へ過大な電流が流れてしまったため、相手方が所有する家電製品を破損させてしまったものであります。この物損事故による損害賠償の額を定め、和解することについて、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により御報告申し上げます。

なお、相手方の破損した家電製品でございますが、4点でございます。こたつ、ディスプレイ、プラズマテレビ、ゲーム機でございます。

以上でございます。

委員長（大橋昭太郎君） よろしいですか。（「はい」の声あり）

それでは次お願いいたします。

総務課長（伊勢 聡君） それでは、議案書46ページ、47ページでございます。

報告第2号専決処分の報告についてでございます。

美里町立南郷病院診療報酬一部負担金等の未収金のうち、延べ件数6件、未収金額6万2,300円につきましては、地方自治法施行令第171条の5の規定により、徴収停止としておりました。しかしながら、その後におきましても債務者の生活困窮や死亡などにより弁済することができる

見込みがないと認められることから、美里町債券管理条例第21条第1項の規定により権利を放棄することについて、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をいたしました。同条第1項の規定により御報告申し上げるものでございます。

委員長（大橋昭太郎君） よろしいですか。（「はい」の声あり）

それでは次お願いいたします。

総務課長（伊勢 聡君） それでは、議案書48ページ、49ページでございます。

報告第3号専決処分の報告について、申し上げます。

平成28年4月29日午前9時30分ごろ、町内荻塚字要害東19番地先町道北浦中塚線路上におきまして相手方の運転する自動車が舗装の破損していた箇所に車両左側後輪を乗り入れ、そのタイヤ及びホイールを損傷したものであります。この箇所につきましては、直ちに現場を点検確認し、舗装の破損箇所を修理いたしました。この車両事故により、損害賠償の額を定め和解することについて、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により御報告申し上げるものでございます。

以上でございます。

委員長（大橋昭太郎君） よろしいですか。（「はい」の声あり）

それでは次、お願いいたします。

総務課長（伊勢 聡君） それでは、報告第4号から報告第10号までにつきましては、それぞれ企画財政課長から御説明申し上げます。

企画財政課長（佐々木義則君） それでは、報告第4号平成27年度美里町一般会計予算繰越明許費繰越計算書について説明させていただきます。

議案書50ページ、51ページとなります。

さきの3月議会におきまして繰越明許費の可決をいただいているところですが、庁内情報化推進事業外9件の事業につきまして繰り越しをするために繰越明許費繰越計算書を調整しましたので、その繰越計算書について地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告させていただくものでございます。

委員長（大橋昭太郎君） よろしいですか。（「10号まで」の声あり）

委員長（大橋昭太郎君） これ、全部ですか。10号まででいい。

総務課長（伊勢 聡君） 10号まで、じゃあ、4号……。

委員長（大橋昭太郎君） 1つ1つのほうがいいですか。はい。じゃあ、この部分についてはよろしいですね。（「はい」の声あり）

それでは、報告5号のほう、お願いいたします。

企画財政課長（佐々木義則君） 報告第5号平成27年度美里町国民健康保険特別会計補正予算の繰り越しについてでございます。

こちら3月の地方議会におきまして繰越明許費の可決をうけておりました特定健康診査等事業につきまして繰越計算書を調整いたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものでございます。

委員長（大橋昭太郎君） よろしいですか。（「はい」の声あり）

それでは次お願いいたします。

企画財政課長（佐々木義則君） 報告第6号平成27年度美里町一般会計予算事故繰越計算書についての報告でございます。

さきの全員協議会で御説明している案件でございますが、議案書の54ページ、55ページでございます。

本庁舎の施設管理外16件の事業につきまして、繰り越しをするため事故繰越計算書を調整しましたので、報告させていただくものです。いずれも施設の2月以降の電気料につきまして、日本ロジテック共同組合の債権譲渡先より債権譲渡通知が送付されましたが、債権譲渡された内容が不明確な状況にありまして正統な債権者が確定しなかったため、平成27年度内に支払いを終えることができませんでしたので、地方自治法第220条第3項ただし書きの規定により平成28年度に繰り越しすることとしたものでございます。

事故繰越計算書の詳細については、55ページのとおりでございます。地方自治法施行令第150条第3項の規定により議会に報告させていただくものでございます。

委員長（大橋昭太郎君） よろしいですか。（「はい」の声あり）

それでは次、お願いいたします。

企画財政課長（佐々木義則君） それでは、報告第7号平成27年度美里町公共下水道事業特別会計予算事故繰越計算書についての報告でございます。こちらは汚水処理施設管理事業につきまして、繰り越しをすることになったため報告するものでございます。

理由につきましては、先ほどの一般会計の事故繰越と同じ内容で繰り越しするものでございまして、地方自治法施行令第150条第3項の規定により報告するものでございます。

委員長（大橋昭太郎君） よろしいですか。（「はい」の声あり）

それでは次、お願いいたします。

企画財政課長（佐々木義則君） 報告第8号平成27年度美里町農業集落排水事業特別会計予算

事故繰越計算書についてでございます。

こちらにつきましても、議案書58ページになりますが、農業集落排水污水处理施設管理といたしまして、こちらの電気料についてですね、前のほう等々の同じ理由によりまして事故繰越するものでございます。地方自治法施行令の第150条第3項の規定により報告するものでございます。

委員長（大橋昭太郎君） よろしいですか。（「はい」の声あり）

じゃあ次、お願いいたします。

企画財政課長（佐々木義則君） 次、議案書60ページ、61ページになります。

報告第9号平成27年度美里町水道事業会計予算の繰り越しについての御報告でございます。

1款水道事業費用1項営業費用において、どちらも電気料について繰り越しするために繰り越し計算書を調整しております。こちらにつきましても、前と同じ理由でございまして、こちらは地方公営企業法の第26条第2項ただし書きの規定によりまして28年度に繰り越しして使用することとなります。地方公営企業法の第26条第3項の規定により報告するものでございます。

委員長（大橋昭太郎君） よろしいですか。はい、休憩。暫時休憩いたします。

午前 9時59分 休憩

---

午前10時01分 再開

委員長（大橋昭太郎君） 再開いたします。よろしいですか。

それでは次、お願いいたします。

企画財政課長（佐々木義則君） 議案書62、63ページでございます。報告第10号平成27年度美里町病院事業会計予算の繰り越しについての報告になります。

1款病院事業費用1項医業費用のうち電気料金について繰り越しするものでございます。

理由については前の説明と同じになりまして、地方公営企業法の第26条第2項ただし書きの規定により繰り越しするものです。地方公営企業法の第26条第3項の規定により報告させていただきます。

以上です。

委員長（大橋昭太郎君） よろしいですか。（「はい」の声あり）

委員（櫻井功紀君） 委員長。

委員長（大橋昭太郎君） 櫻井委員。

委員（櫻井功紀君） 1つお願いしたいんですが、前にも一回申し上げました。専決処分なん

ですがね、この専決処分いずれも8件、3月24日、それから3月31日付で専決しているんですね。それで、我々議会としてはね、2カ月間もこのように専決処分されたものにね、今回の招集の議案で初めてわかったんですよね。ですから、専決した件については、執行部が直前の議会の本会議の報告、あるいは臨時会議でもできるんだよね。ところが、今回は4月1日から通年議会になっているわけですね。だから我々2カ月間もさ、この専決処分の内容がわからないからさ、非常に議会に対する報告が怠っているような気がするんだな。その辺、臨時議会か何かで今後の対応、どうなのか。

委員長（大橋昭太郎君） 総務課長。

総務課長（伊勢 聡君） ただいまですね、櫻井委員さんからお話ございましたとおりですね、専決処分から2カ月もたっているということは、実際事実でございます。しかしながらですね、事務的なお話になりますが、3月31日、今専決処分ということは申しながらですね、実際の事務処理を進めていく中でですね、やはり1カ月ないし2カ月は実際かかっているところでございます。

それから、臨時的に通年議会ですのでいつでも開いていただけるということで、4月からあったわけでございますが、やはりいろんな手続等考えたところですね、やはり6月議会ですね、御報告させていただきたいという思いで今回の提案と御報告となりました。

委員長（大橋昭太郎君） 櫻井委員。

委員（櫻井功紀君） 皆さん優秀な職員の方ですので、事務処理がそんなに1カ月も2カ月もかかるとは私は思いません。いいですか。ですから2カ月間もね、我々議会は全然この中身わからなかったという、そこが不服なんです。我々議会としては、事務手続はいいですよ、6月、今度の会議に上程するということですよ。2カ月間我々知らないからさ。議会に対してどう思っているのかという姿勢があるんだな。執行部に。その辺、今度検討してみてください。余りに多いんだよ、この報告が専決処分とこの報告の関係ね。事故繰越はしようがないですよ、これは、全協で聞いているからね。検討してみてください。一応要望だけでいい。

委員長（大橋昭太郎君） 橋本委員。

委員（橋本四郎君） 今の櫻井委員の言われたことはね、議長が言わなくちゃいけないことなんです。議運は代理してやっているんだから。専決はもう通年議会になったのだから、対策含めてやるようにしてくださいと言わないからそういう結果になる。議会の問題なんだ。内部の問題はしっかりしろと、櫻井議員と同じ気持ち私にもあります。議員というのは要請だけでなく行政を監督する。議長から、これはだめではないか、そういうくらいの気持ちがなければ相手

しません。（「ちょっと違う」の声あり）

委員長（大橋昭太郎君） 暫時休憩いたします。

午前10時06分 休憩

---

午前10時20分 再開

委員長（大橋昭太郎君） それでは、再開いたします。

休憩中に総務課長、先ほどありました女川原発の関係、調べていただいたと思いますので、御報告をお願いします。

総務課長（伊勢 聡君） それではですね、先ほど議長さんからお話のございました女川原発での立ち入り調査の件でございます。

ただいま防災管財課のほうで確認をしてきましたところ、立ち入りについて美里町といたしましては防災管財課の原子力対策係長ですね、現地で立ち入り調査に県に同行してきたということでございます。

議長（吉田眞悦君） 美里も入ったということだね。（「はい」の声あり）

委員長（大橋昭太郎君） じゃあ、我妻委員。

委員（我妻 薫君） それは行政報告で触れなくてもいいんですか。

総務課長（伊勢 聡君） ちょっと町長と打ち合わせ相談をさせていただいて。

委員長（大橋昭太郎君） 我妻委員は。

委員（我妻 薫君） 協定に基づいて同行したんだしね。

議長（吉田眞悦君） 初めてなんだよな。今までないんだな。初めて、県を通して同行させてもらった。

総務課長（伊勢 聡君） わかりました。

委員長（大橋昭太郎君） じゃあ、検討していただきたいと思います。

先ほど、ちょっと休憩中でしたか、議長が専決の問題ですけれども、通年議会であるから、その辺例えば定例会まで待たずに報告すべき事項があるんじゃないかということを議長は町長に申し入れているという御発言だったと思いますが、間違いございませんか。

議長（吉田眞悦君） はい。

委員長（大橋昭太郎君） その辺も、執行部のほうで検討をお願いしたいと思います。

それでは次、お願いしたいと思います。

総務課長（伊勢 聡君） それでは、議案書64ページになります。

議案第1号美里町指定管理者候補者選定委員会条例について御説明申し上げます。

本町における指定管理者候補者選定委員会につきましては、これまで要綱で定めることにより設置し、運営してまいりましたが、公の施設の指定管理者の候補者の選定に当たり学識経験者等の意見を聞くため、附属機関として設置するものでございます。

議案の概要でございますが、委員の構成につきましては、5人以内で組織をいたしまして、任期は2年でございます。

あわせて、美里町公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例及び美里町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例を改正するものでございます。

以上でございます。

委員長（大橋昭太郎君） よろしいですか。櫻井委員。

委員（櫻井功紀君） 議案第1号美里町指定管理者候補者選定委員会条例、新たに設置するわけでございますが、今までは選定委員会というのは、町民が入っていたんですね。（「はい」の声あり）それ、この条例についての組織ですか、今お話ございましたが、学識経験者、（2）はその他町長が認める者となっておりますが、この中には、選定委員会の5人の中に職員は入らないということで理解してよろしいですか。

総務課長（伊勢 聡君） はい、そのとおりでございます。職員は入りません。

委員長（大橋昭太郎君） よろしいですか。（「はい、いいです」の声あり）ほかにございますか。

それでは次、お願いいたします。

総務課長（伊勢 聡君） それでは、議案書66ページでございます。

議案第2号美里町公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部を改正する条例でございます。

美里町指定管理者候補者選定委員会条例の制定に伴い、指定管理者の候補者を選定するに当たり、公募しない場合を明文化するとともに、公募の有無にかかわらず指定管理者候補者選定委員会の意見を聞くこととする規定を設けるものでございます。

以上でございます。

委員長（大橋昭太郎君） よろしいですか。（「はい」の声あり）

それでは次、お願いいたします。

総務課長（伊勢 聡君） 次に、議案書68ページでございます。美里町税条例等の一部を改正する条例についてでございます。

地方税法等の一部を改正する等の法律平成28年法律第13号、地方税法施行令等の一部を改正する政令平成28年政令第133号、地方税法施行規則等の一部を改正する省令平成28年総務省令第38号及び地方税法施行規則の一部を改正する省令平成28年総務省令第39号が平成28年3月31日にそれぞれ公布されたことに伴い軽自動車税の環境性能割を定めるとともに、法人町民税の法人税割の税率、地域決定型地方税制特例措置による再生可能エネルギー発電設備に係る特例措置等について改正するものでございます。

以上でございます。

委員長（大橋昭太郎君） よろしいですか。（「はい」の声あり）

それでは次、お願いいたします。

総務課長（伊勢 聡君） それでは、議案書80ページ、議案第4号美里町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてでございます。

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令平成28年厚生労働省令第22号が平成28年2月18日に公布され、平成28年4月1日から施行されたことに伴い、保育士の配置要件の特例を定めるため、所要の改正を行うものでございます。

議案等の概要でございますが、4点ほどでございます。

1点目は、朝夕の児童が少数となる時間帯における保育士配置に係る特例。2点目として幼稚園教諭及び小学校教諭並びに養護教諭の活用に係る特例。3点目として、保育所における保育の実施に当たり必要となる保育士配置に係る特例。4点目といたしまして、特例を適用する場合における保育士の必要数でございます。

以上でございます。

委員長（大橋昭太郎君） よろしいですか。（「はい」の声あり）

それでは次、お願いいたします。

総務課長（伊勢 聡君） 次の議案第5号から議案第9号までそれぞれ企画財政課長から御説明申し上げます。

企画財政課長（須田政好君） それでは、議案第5号平成28年度美里町一般会計補正予算（第1号）について説明させていただきます。

議案書82ページからになります。

まず、83ページになりますが、規定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,826万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ99億251万5,000円とするものでござい

す。細部につきましては、事項別明細書、まず歳出のほうですね、94、95ページのほうから説明申し上げます。

2款第1項一般総務管理費の指定管理候補者選定委員会運営といたしまして、20万2,000円追加しております。これは先ほどの条例第1号に伴いまして、指定管理の委員会の報酬費用弁償を予算措置をするものでございます。

次に、その下の宮城県町村会負担金10万円の追加でございます。こちらにつきましては、熊本地震に係る見舞金を宮城県町村会として熊本県町村会に送ることとしたため、追加負担金ということで予算措置するものでございます。

次に、9目まちづくり推進費、地域づくり支援事業、コミュニティ活動助成金210万円追加するものです。こちらは自治総合センターのコミュニティ助成金が3月末に交付が決定しまして、平針3区のコミュニティ助成金として210万円を交付するものでございます。

それから、その下の集会所建設修繕補助金18万1,000円につきましては、下小牛田下の集会所の屋根の修繕工事ということで申請が上がってきまして、その分について助成金を交付するものでございます。

それからその下の美里町国際交流協会20周年記念事業補助金でございます。こちら自治総合センターコミュニティ助成金が助成を受けられることになりまして、200万円を追加するものでございます。こちらは11月末から12月にかけて姉妹都市のウィノナからですね、10名をお呼びしまして記念事業を開催するというような内容でございます。

次に3款1項社会福祉費社会福祉総務費でございます。

臨時福祉給付金事業といたしまして、2,341万3,000円追加するものでございます。こちらにつきましては、昨年度から、昨年度も実施しております臨時福祉給付金をですね、今年度についても給付することになりました。ただ、金額については、昨年度6,000円から3,000円ということですね、高齢者に対して給付金を交付するものでございます。

97ページの障害者年金等受給者向け年金生活者等支援臨時福祉給付金事業でございます。

こちらについては、当初予算にも上げております年金生活者の臨時給付金のほかに障害者年金受給者等についても給付金を交付することになりまして、その分について1,500万円追加するものでございます。

次に6款農林水産業費の農業費でございます。

法人化支援業務委託料として217万3,000円の追加でございます。当初の集落営農の組織のいわゆる法人化に向けて支援事業としてですね、2集落を見込んでいましたが、申請を受け付け

たところ、3つの集落のほうからこの事業を取り組みたいということが出てまいりましたので、町としても法人化を進めるに当たりその部分の1集落分を追加で今回補正させていただいたところでございます。

次に、98、99ページの土木費、住宅の町営住宅施設管理で、北浦第二住宅測量業務委託料、それから山の神住宅用地測量業務委託料でございます。これについては、今後の町営住宅の建てかえに向けまして土地境界等の測量業務を実施するものでございます。

次に10款2項の小学校費で、小牛田小学校屋上防水工事請負費といたしまして900万円追加するものでございます。こちらはですね、3月の末のほうから小牛田小学校の屋上が、ちょうど中央付近に屋上があるんですが、その下の雨漏りが大きくなりまして、現地確認したところ防水シートが剥がれてですね、もうほぼ取りかえなければだめな状況ということで、とりあえずこれまで応急処置を施しておりましたが、今回予算化しまして屋上部分について全面的防水措置をし直すということでございます。

次に、10款3項中学校費の不動堂中学校校庭改修工事請負費でございます。

これは以前から懸案となっておりました中学校の校庭の排水対策でございます。設計等実施をこれまでもしてきたところですが、最終的に盛り土暗渠を全部して改修しますと6,000万円程度の工事費がかかるというようなことですね、再度事業費と工法等を精査しまして、今回1,600万円の追加ということで工事費を上げさせていただいております。工法的にはですね、今の校庭のグラウンドの周りが草になっていまして、中のグラウンドが低くなって、そこに水がたまるというような状況ですね、その低いところに盛り土をしてある程度勾配をつけて表面排水を有効にする部分と、さらにトラックの周りに暗渠をめぐらせてですね、排水対策を講じるというような内容の工事となります。

次に、教育振興費の中学校教育振興事業につきましては、小牛田中学校が心豊かな心を育てる研究指定校となりまして、道徳教育の研究実践を行うということにかかわる経費といたしまして30万2,000円を追加しております。

次、100ページ、101ページになります。10款6項の保健体育費でございます。南郷運動場施設管理費の管理通路排水改修工事請負費として214万8,000円追加しております。こちらは南郷運動場の西側、中学校との境の管理通路になりますが、雨が降ったたび冠水する状態になっておりまして、なかなか排水がうまくいかないという状況になっておりますので、排水路の部分が結構やはり草・土等が盛り上がって排水がうまく流れていないという部分がありますので、その部分を削って全面舗装をかけまして、集水ます等をつけてですね、排水対策を講じるという

事業でございます。

それから、学校給食費でございます。

総額で89万5,000円ほど追加させていただいております。こちらは今年度当初から学校給食費の収納管理業務をですね、今年度から実施するというので27年度中にその準備を完了するよう進めてきたところなのですが、作業が想定以上に時間を要してしまいまして、急遽給食調理員賃金を臨時事務補助員賃金へ流用させていただきまして、その事務対応に当たったところでございます。それに伴いまして臨時調理員の賃金の不足が見込まれることになりましたので、今回追加させていただくということでございます。

次に、歳入のほう申し上げます。

92、93ページでございます。

13款国庫支出金の国庫負担金の民生費国庫負担金につきましては、先ほど御説明しました臨時福祉給付金の補助金、それから年金生活者等に伴います臨時福祉給付金の追加でございます、3,940万円の追加でございます。

それから、県支出金等につきましても、消費者行政推進費補助金、これらにつきましても4月になりましてから補助金の金額が確定したことによります追加の補正でございます。

それから、16款1項の寄付金18万4,000円追加しております。こちらにつきましては、平成27年度に実施いたしましたプレミアム商品券の発行事業に伴いまして、購入者負担分の商品券の未使用により発生した剰余金について美里町商工会から寄付を受けたという内容でございます。

次に、17款繰入金の財政調整基金繰入金としまして3,666万9,000円を追加しております。

それから、19款4項雑入といたしまして、自治総合センターコミュニティ助成金として410万円、それから緑化推進事業補助金として80万円を追加をしております。この緑化促進事業補助金につきましては、当初予算に計上しておりました不動堂記念館の植栽管理業務について、宮城県緑化推進委員会より補助金を受けることになりましたのでその部分の歳入を上げさせていただいたところでございます。

以上ですね、一般会計の補正予算でございます。

委員長（大橋昭太郎君） よろしいですか。（「はい」の声あり）

それでは次、お願いいたします。

企画財政課長（佐々木義則君） 議案第6号平成28年度美里町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について説明をさせていただきます。

議案書102ページからになります。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ70万2,000円を追加しまして歳入歳出予算の総額を34億6,083万7,000円としたところでございます。今回の補正につきましては、平成30年度から国民健康保険が都道府県単位に移行することに伴いまして、関係業務の準備事業としてシステムの改修が必要になるということでございます。それに伴いまして、議案書の歳出になりますか、112ページ、113ページにあります国民健康システム改修業務委託として70万2,000円を歳出として計上し、同額を歳入として国民健康保険制度関係業務準備事業費補助金として予算を計上するものでございます。

委員長（大橋昭太郎君） よろしいですか。（「はい」の声あり）

それでは次、お願いいたします。

企画財政課長（佐々木義則君） 議案第7号平成28年度美里町水道事業会計補正予算（第1号）について御説明を申し上げます。

議案書114ページ以降になります。

今回の補正につきましては、収益的支出、それから債務負担行為についての補正でございます。

初めに、第2条の予算、第3条に定めた収益的支出についての補正内容について御説明申し上げます。

1款水道事業費用の1項営業費用原水及び浄水費に天日乾燥床汚泥処理業務委託料としまして379万4,000円を追加しております。これにつきましてはですね、当初予算に計上すべきものでありましたが、予算措置を失念したために今回の補正予算としてお願いするものでございます。本当に申しわけございません。

次に、第3条債務負担行為につきましては、天日乾燥床汚泥処理業務委託料といたしまして期間と限度額を追加で補正するものでございます。

以上でございます。

委員長（大橋昭太郎君） よろしいですか。（「はい」の声あり）

それでは次、お願いいたします。

企画財政課長（佐々木義則君） 議案第8号平成28年度美里町病院事業会計特別予算（第1号）について御説明申し上げます。

議案書119ページからになります。

今回は業務の予定量、資本的収支、企業債の補正となります。

初めに第3条の予算第4条に定めました資本的収支の収入について申し上げます。

資本的収入で2,600万円を追加しております。企業債のほうに機器備品購入分といたしまして2,600万円を追加しております。

次に支出でございます。

支出の第1款資本的支出に2,646万円追加しております。

1項建設改良費の有形固定資産購入費に線CT撮影装置システム2,646万円を追加しております。現在平成16年度に購入しましたCT装置を使用しておりますが、かなり精度が落ちてきているということで、技師より早急に更新してほしいとの要望がありましたので、今回補正をお願いするものでございます。

次の予算第2条の業務予定量、それから予算第5条の企業債の限度額については、先ほどの補正に伴いましてあわせて補正するものでございます。

以上でございます。

委員長（大橋昭太郎君） よろしいですか。（「はい」の声あり）

それでは次、お願いいたします。

企画財政課長（佐々木義則君） 議案第9号平成28年度美里町下水道事業会計補正予算（第1号）について説明を申し上げます。

議案書123ページからになります。

今回の補正につきましては、業務の予定量、収益的収入及び支出、資本的収入及び支出、企業債、他会計からの補助金についての補正でございます。

まず、予算第3条の収益的収入について御説明申し上げます。

1款公共下水道事業収益の2項営業外収益に540万円追加しております。これは、国庫補助金及び一般会計補助金の増額を行うものでございます。補助金につきましては、予算第4条の資本的収入からの財源組み替えということになります。

次に、支出について申し上げます。

1款公共下水道事業費用の1項営業費用の総係費に540万円追加しております。これは流域関連公共下水道全体計画策定業務委託料といたしまして、流域関連のですね、全体計画の見直しを行うよう、ことし4月に県のほうから指導を受けたため今回追加するものでございます。

次に、予算第4条の資本的収支の収入について申し上げます。

1款公共下水道事業資本的収入で1,430万円減額しております。1項1目の企業債で1,160万円減額をしております。こちらは資本費平準化債の積算方法の変更に伴います減額と、鳴瀬川流域の下水道事業負担金の見込み額が確定したのものによります減額でございます。

次の4項補助金の1目国庫補助金で270万円減額しております。こちらは収益事業への財源の組み替えによるものでございます。

2款農業集落排水事業資本収入で1,200万円減額しております。企業債で1,200万円の減額ということになります。こちらも1款同様ですね、資本費平準化債の積算方法の変更に伴いましての減額でございます。

次に、支出についてでございますが、1款公共下水道事業の資本的支出で471万9,000円減額しております。汚水管渠の建設改良費で270万円、それから3目の流出下水道事業の負担金201万9,000円それぞれ減額しております。これは財源の組み替えに伴います工事費の減額と流域下水道事業負担金の整理によるものでございます。

以上ですね、補正に伴いまして予算第2条の業務の予定量、それから予算第6条の企業債、予算第10条の他会計からの補助金についてもあわせて補正を行うものでございます。

以上でございます。

委員長（大橋昭太郎君） よろしいですか。（「はい」の声あり）

それでは諮問ですか。

総務課長（伊勢 聡君） それでは、議案書138ページになります。

諮問第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてでございます。

人権擁護委員の佐々木英一氏は、平成28年9月30日をもって任期満了となります。同氏を人権擁護委員として推薦したいことから、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会にお諮りするものでございます。任期につきましては、人権擁護委員法第9条の規定により3年となっております。以上でございます。

委員長（大橋昭太郎君） よろしいですね。（「はい」の声あり）

それでは次お願いいたします。

総務課長（伊勢 聡君） 次に、議案書139ページでございます。

諮問第2号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてでございます。

現在、人権擁護委員の盛野詔子氏は、平成28年9月30日をもって任期満了となります。その後任として熊坂礼子氏を適任者と認め、候補者として推薦したいことから、人権擁護委員法第6条第3項の規定によりお諮りするものでございます。

なお、熊坂礼子氏の経歴でございますが、昭和52年4月から平成28年3月までの間、涌谷町役場に保健師として勤務をいたしておりました。

以上でございます。

委員長（大橋昭太郎君） 暫時休憩いたします。

午前 10 時 54 分 休憩

---

午前 10 時 56 分 再開

委員長（大橋昭太郎君） 再開いたします。全体を通して何かございましたら。ございませんか。（「ありません」の声あり）

それでは、執行部の皆様、以上とさせていただきます。御苦労さまです。

再開は、11時10分といたします。休憩いたします。

午前 10 時 57 分 休憩

---

午前 11 時 09 分 再開

委員長（大橋昭太郎君） それでは、再開いたします。

一般質問の発言順序についてということで、6人の方から出ておりますので、発言の順序、副委員長お願いいたします。

議会事務局長（吉田 泉君） それでは、一般質問の発言順序の抽選をさせていただきます。

最初に、10番橋本四郎議員。2番でございます。

次に、12番山岸三男議員。5番でございます。

次に、8番我妻 薫議員。3番。

次に、7番大橋昭太郎議員。1番。

次に、11番吉田二郎議員。4番でございます。

2番福田淑子議員。6番でございます。

順番に申し上げます。

最初は、7番大橋昭太郎議員、次に、10番橋本四郎議員、次に、8番我妻 薫議員、次に、11番吉田二郎議員、次に、12番山岸三男議員、最後が2番福田淑子議員になります。以上でございます。

委員長（大橋昭太郎君） 発言順序、決まりました。

続きまして、会議の期間及び議事日程について。

お手元に日程表、予定表、配付になりましたか。このようになるかと思いますが、1日目の一般質問、議長、何人ぐらいで予定しておりますでしょうか。

議長（吉田眞悦君） 今回6人だけなんですね。それで、6番目の方1人だけ次の日さ残すと

いうのも、4人で。

委員長（大橋昭太郎君） こういったような形で進めるということですが、よろしいですか。では、この通りに、予定表どおりに進めていただきたいと思います。

続きまして、陳情・要請等。

陳情表一覧がまいてありますが、これは取り扱いをどのようにいたしたらよろしいでしょうか。核兵器廃絶、TPPに関しては、近い期日の中で出されているものがございますし、最低賃金の改善に関しては、前に我妻委員が提出者となって意見書を提出いたしているところがございます。いかがいたしますか。配付のみといたしてよろしいでしょうか。

それでは、今回は配付のみとすることといたします。

次に、その他でございますが。

議会事務局長（吉田 泉君） ちょっと、事務局のほうからですね、先ほど議事日程ということで、1日目が一般質問のみということで、2日目が一般質問が2人。あとは承認第1号からですね、報告第10号までということで。3日目はですね、議案第1号から議員派遣までということで、よろしいでしょうか。

議長（吉田眞悦君） 今回承認がとても多いんだね。

（「多いんだよね」の声あり）

議会事務局長（吉田 泉君） あと、議員派遣ですが、今回は2件ということで、7月27日から29日まで行われます県議長会主催の議員講座。あとは8月22日、同じく県議長会主催のですね、町村議員研修会。これ今までですと復興セミナーという名前だったと思いますが、今回からは町村議員研修会となるものです。

あとは、委員派遣報告書のほうですね、3件、総務産業建設常任委員会と教育民生常任委員会と議会だより編集特別委員会がですね、提出になる予定でございます。

以上でございます。

委員長（大橋昭太郎君） よろしいですね。（「はい」の声あり）

じゃあ、そのほか。

議長（吉田眞悦君） ちょっと私のほうから、3点ほど、報告と御相談ということであります。

まず1つ、報告のほうなんですけれども、2015年の議会改革度調査ということで早稲田大学マニフェスト研究所、昨年も私応募しましたけれども、それで、今回またそれに対して応募をいたしました。特別委員会の活動、議会活性化にかかわるもので、特別委員会のが中心になります。それで、今回ですね、全地方議会の82%の、全部で1,460議会が応募したようであります。

それで、我が美里町議会がですね、昨年は159位でありましたけれども、大変皆さんの御努力の成果だと思います。何と全国で55番目ということで、大変躍進したという。まずそういう状況になりましたということの報告です。

それで、ちなみにですけれども、宮城県内では3番目ですね。宮城県議会は31位、あとは登米市議会が41位で、その次に我が町議会ということになります。それで、町村だけ見えますと、全国で町村だけの順位で言いますと全国で12番目という。昨年は18番目だったんですね、全国でね。一応そういう早稲田大学マニフェスト研究所のほうでの点数化した、実際取り組んでいる状況を点数化したやつでそういう結果になったということでございますので、まずそれをひとつ報告しておきたいと思います。

なお、これから協議する、ちょっと御相談するものなんですけれども、これも今度6月会議の終わったときにですね、ちょっと皆さんにここに終わってから、寄っていただいてお話をしようかなと。あわせてよろしくお話ししたいと思います。

あとですね、もう1点は、実は今年の1月15日にですね、会津美里町と友好都市交流ということで、締結をいたしました。これは皆さん御存じのとおりなんですけれども、そのときに会津美里町のほうの議会のほうから、議長さんほか委員長さん方も立ち合いということでおいでいただいて、その席の中でですね、今後議会としても交流を、せっかく今まで民間でやっていたんですけれども、これからは正式に町対町ということでやるということで議会もお互いに交流しましょうというような、あくまで口頭での話でありましたけれども、それで実はこちらではまだ何もその準備はしていなかったんですけれども、過日向こうのほうの議会事務局のほうからうちのほうの議会事務局へですね、その後何か動きありますかというふうなお話を頂戴しまして、確かにこれまでもこのままでいいというわけにはいかないだろうなということで、ちょっと副議長とも相談してですね、ただ予算化しているわけではないので、当然皆さんに報告してですね、最上に行ったときと同じような形態で皆さんの積み立てを御利用させていただいて、会津美里のほうに行ってみよう、交流をしてこようというふうなことで考えました。それで、向こうの議会とのやりとりなんです。日にちは8月の9日、10日だと、うちのほうもいいようですし、あと向こうでもよろしいということで、この日をまず設定をしたいと。ちょっと皆さん今は初めて言うものですからあれなんですけれども、8月の9、10ということで1泊、そして向こうの議員さん方と交流、情報交換などを図っていききたいと思います。

それで、詳しい中身についてはまだこれはちょっと詰められないんですけれども、向こうの議会のほうではもううちのほうで行くということでまず議会運営委員会あるんでその中でまず

最初に相談しますということでお話しをしていましたけれども、もう向こうのほうで宿泊施設から何か。議会のほうでね、対応早い。まさかむげに断れないんでしょうというふうな私の特段の思いなんですけれども、それでホットピアという、要するに温泉、あそこに何カ所があるんでしょうけれども、その温泉の施設の隣に宿泊施設が立っているというような、おらほでいうと恐らくこの辺でいうとさくらの湯みたいな感じだと思いますが、そこで交流をして、まず温泉に、隣温泉なんですから、温泉があるというふうですので、それで1泊、泊まりということで、あと詳しい行程はまだこれからなんですけれども、向こうのほうの町もちょっとね、視察を兼ねて見てきたほうがいいたろうなというふうに思っています。

それで、場所が場所なんで、最上みたいに電車でというのはちょっと厳しいんで、バスを借り切ってそしてあとは1泊のお金と、若干のお土産代という、地場産品ということで、大体概算で私なりに計算してみますと、3万円皆さんから御負担をいただければ十二分に間に合うのかなというふうに思っています。最上行ったときには3万円また皆さんからお預かりして、1万何千円か返したことがあるんですけれども、今回はちょっとそういうわけにはいかなくて、大体間に合うというふうな計算になるうかと思しますので、もしみなさんそれで協力をいただければあと議会の最終日に皆さんにはかって成約をしたいなというふうに思っていますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

委員（橋本四郎君） 委員長。

委員長（大橋昭太郎君） 橋本委員。

委員（橋本四郎君） 賛成です。何でもかというとも本来は美里町でなくてもいいんですけども、いずれにしても交流しているから。それぐらいは交流していますので、さまざまな事業計画とか予算書というのをこっちでもらってくれない。向こうはどういう状況でやっているのかということで、ただただ漠然と聞くだけでなくて、どういうことに力を入れてやっているかということ調べてみないと。

議長（吉田眞悦君） 行くのは所管事務調査ではなく、友好交流なんで。

委員（橋本四郎君） 交流しようって、何かを学びに行くんでしょ。

議長（吉田眞悦君） その中でも聞きますから。

委員（橋本四郎君） 聞くといったら、資料がない。見ないうちに話だけで話にならない。もらっておいて、事前調べをしながら聞くなり。ただ温泉に行くんなら行かないよ俺は。あくまでも交流で、向こうのいいところを。

議長（吉田眞悦君） 温泉に入りに行くわけではありませんで、その点は誤解をしないでく

ださい。

委員（橋本四郎君） 学びに行くんだから、用意してください。

議長（吉田眞悦君） それでよろしければ、バスの、早急に手配しなきゃいけないんで。じゃあ、よろしいですかね。じゃあ、あとは全員に話をしたいと思います。

じゃああともう1点ですね、実はきのう、ちょっと皆さんに配付して。

東京の議長会のときに、最上の議長さんとお会いしまして、立ち話でしたけれども、最上の議長さんに御礼の挨拶やらちょっとしゃべっていて、雰囲気的に何か、最上のほうでも何かうちのほうにいつか来るみたいな雰囲気の話がされましたので、もしかしたらそのときはそのときで対応、何とかしなきゃいけないなと思っていますので、それもあわせてちょっと雑談的になりますけれども。

あと、3点目なんですけど、ちょっときのう山岸議員からですね、活性化拠点施設の絡みでですね、この調査特別委員会の設置をしたらいかがですかという要求書を議長宛てに出されました。それで一応山岸議員にはその件につきましては私の一存の判断ということではなくて、とにかくあした議運があるんで議運の中で皆さんの意見を御相談しながら頂戴したいと思ってるということで、一応受け取ったんですけども、ちょっと今唐突に皆さんにお出ししているんで、ちょっと二、三分この中身を読んでいただいて。

委員（橋本四郎君） ちょっと、委員長。

委員長（大橋昭太郎君） 橋本委員。

委員（橋本四郎君） こういう手続は、議員一人でもいいんですね。

議長（吉田眞悦君） あくまでその人の思いを出されたらと、動議とかそういうんでないんで。

委員（橋本四郎君） 議員として出されたから、今、やっているわけでしょう。

議長（吉田眞悦君） そうそう。

委員（橋本四郎君） だから、俺一人でもできるんだね、こういう要求は。本会議と違って同意者がなくても。

議長（吉田眞悦君） 要求書をまず私受け取りましたので、それでその議運の皆さんに御相談を今しているということですから、まずこういう何かの件でこういうふうにならざるを得ないとか何とかということがね、あれば当然そういうの皆さんにお話し、対応してということになりますから。

委員（橋本四郎君） 規則からいくと同意者がいなければだめなのかなと思っていたの。いいんですね。

議長（吉田眞悦君） これね、同意がなければというの、動議で出すとかね、そういうときはもちろん同意者がいないとだめですよ、1人ではだめですから。

委員（橋本四郎君） 動議でなくても、こういうもの寄こされれば検討やるんですね。

議長（吉田眞悦君） あくまで山岸議員の要望なんだから、要求書だから。

委員（橋本四郎君） 正式な会議でやるんだよ。議会運営委員会という。正式な会議でやるのに。やっていいの、じゃあ。議事の規則。

議長（吉田眞悦君） こういうことで私が皆さんに御相談しているということなんです。

委員長（大橋昭太郎君） 暫時休憩いたします。休憩の中で。

午前 11 時 29 分 休憩

---

午前 11 時 50 分 再開

委員長（大橋昭太郎君） それでは、再開いたします。

本日の会議は、以上としたいと思いますが、よろしいですか。（「はい」の声あり）

それでは、副委員長、お願いいたします。

副委員長（藤田洋一君） 大変時間も随分かかりました。今回はですね、6月会議ですけれども、いろいろ出された内容ですね、専決の承認が5件、そして報告が10件、議案が9、諮問が2と、計26件、課長も来て説明をされて審議をいただきました。一般質問も6名ということで、決定いたしました。それまであと何も無いと思うんで、一般質問する方は体調を十分に整えてですね、今山岸議員が出されたやつも含めていろいろ答弁があると思うんで、ひとつよろしく願いまして、きょうの議会運営委員会の審査を終わりたいと思います。

本当に御協力ありがとうございました。

午前 11 時 52 分 閉会

上記会議の経過は、事務局次長佐藤俊幸が調製したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名いたします。

平成28年6月9日

委員長